

地域公共交通協議会の設立について

令和8年2月13日(金)
うるま市地域公共交通会議

目的

「うるま市地域公共交通協議会」を設立する目的

「地域公共交通計画」を策定・推進すること

- ・ 策定主体は、単独市町村、複数市町村共同、県及び市町村共同の3つ
- ・ 計画を作成するときは、地域公共交通協議会における協議が必要

「地域公共交通計画」とは

- ・ 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランのこと
- ・ 地方公共団体には策定の努力義務あり



国土交通省資料 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第4版 P6

地域公共交通計画の基本構成(イメージ)

<計画本体>

- ① 基本的な方針
 - 目指す姿
 - ※立地適正化計画・総合交通戦略・観光圏整備計画等と連携して設定
 - 地域交通の現状診断
 - ② 計画目標・KPI
 - 計画目標(5年程度)
 - KPI
 - ③ 適材・適所の施策・事業(アクション)
 - 事業・実施主体・スケジュール
 - ④ 具体的なPDCAスケジュール
 - ⑤ 計画の推進力
 - 機動的・横断的な実行体制
 - モビリティ・データの活用
- ＋概要カルテ、デジタルデータ
- 〔 地域の現状等 ・上位・関連計画の整理
・目標等の根拠等 〕

地域公共交通協議会と従来会議の共通点及び変更点

共通点	備考
二法協議会である	「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化再生法」に基づく法定協議会である。
委員の変更なし	※ただし、協議会を新たに設置するため、再度委嘱手続きが必要。
協議結果の尊重義務あり	要綱及び規約に明記。（根拠は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第5項）

変更点	従来会議	⇒	協議会
組織名称	うるま市地域公共交通会議	⇒	うるま市地域公共交通協議会
設置根拠	うるま市地域公共交通会議設置要綱	⇒	うるま市地域公共交通協議会規約
事務局規程	なし	⇒	新設（事務局の所掌事務等を定める）
財務規程	なし（会計能力なし）	⇒	<u>新設（会計能力を備える）</u>
監査員の設置	なし	⇒	あり（1名）
協議の決	原則、全会一致。整わないとき過半数	⇒	過半数（可否同数は、会長の決による）
国交省補助の活用 （地域公共交通調査等事業） ※補助対象が <u>法定協議会のみ</u> 。 市では補助を活用できない。	不可 （会計能力がないため）	⇒	<u>可</u> <u>（財務規程の整備による）</u>

協議会の開催について

- ・ 本会議において、協議会規約・規程の承認を受け、令和8年第1回協議会（令和8年4月予定）で、令和8年度協議会の予算案及び国交省補助の申請内容について説明を行うことを予定。
- ・ 協議会は年3～4回程度の開催を予定